

承認第 5号

専決処分第4号（令和6年度城里町一般会計補正予算第5号）の承認を
求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、令和6年
度城里町一般会計補正予算（第5号）を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項
の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和6年12月 3日 提 出

城里町長 上遠野 修

令和6年 月 日

専決第 4号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、令和6年度
城里町一般会計補正予算（第5号）を別紙のとおり専決処分する。

令和6年10月 1日

城里町長 上遠野 修

令和6年度城里町一般会計補正予算（第5号）

令和6年度城里町の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ16,696千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11,548,084千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年10月 1日

城里町長 上遠野 修

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
17. 県支出金		582,030	15,735	597,765
	3. 委託金	38,190	15,735	53,925
20. 繰入金		855,108	961	856,069
	2. 基金繰入金	854,364	961	855,325
歳入合計		11,531,388	16,696	11,548,084

歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 総務費		1,960,215	16,696	1,976,911
	4. 選挙費	1,725	16,696	18,421
歳出合計		11,531,388	16,696	11,548,084

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括 歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
17. 県 支 出 金	582,030	15,735	597,765
20. 繰 入 金	855,108	961	856,069
歳 入 合 計	11,531,388	16,696	11,548,084

歳出

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2. 総 務 費	1,960,215	16,696	1,976,911	15,735			961
歳 出 合 計	11,531,388	16,696	11,548,084	15,735			961

2. 歳入

(款) 17. 県支出金

(項) 3. 委託金

(単位 千円)

目	補正前額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 総務費委託金	35,392	15,735	51,127	4. 選挙費委託金	15,735	衆議院議員選挙費委託金
計	38,190	15,735	53,925			

(款) 20. 繰入金

(項) 2. 基金繰入金

1. 財政調整基金繰入金	572,134	961	573,095	1. 財政調整基金繰入金	961	財政調整基金繰入金
計	854,364	961	855,325			

3. 歳 出

(款) 2. 総務費

(項) 4. 選挙費

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			一 般 財 源	節		説 明	
				特 定 財 源				区 分	金 額		
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他					
2. 衆議院議員総選挙費		16,696	16,696	15,735			961	1. 報 酬	1,446	選挙執行報酬	
								3. 職員手当等	6,226	時間外手当 管理職特別勤務手当	5,669 557
								8. 旅 費	5	普通旅費	
								10. 需用費	2,173	消耗品費 食糧費 印刷製本費 修繕料	1,473 323 320 57
								11. 役務費	1,102	通信運搬費 手数料	740 362
								12. 委託料	2,747	選挙人名簿電算委託 ポスター掲示板設置撤去委託 計数機等保守点検委託	607 668 1,472
								13. 使用料及び賃借料	835	投票所借上料 車借上料 電話借上料 不在者投票システム使用料 投票速報集計システム使用料 移動期日前投票所システム使用料	23 12 7 578 50 165
								17. 備品購入費	2,162	選挙用備品購入	
								計	1,725	16,696	18,421

補正予算給与費明細書

1. 特別職

(単位 千円)

区 分		職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
			報 酬	給 料	職員手当	計			
補正後	長 等	3		24,132	10,915	35,047	6,360	41,407	
	議 員	14	46,524		15,160	61,684	13,501	75,185	
	その他の 特別職	1,057	40,755			40,755		40,755	
	計	1,074	87,279	24,132	26,075	137,486	19,861	157,347	
補正前	長 等	3		24,132	10,915	35,047	6,360	41,407	
	議 員	14	46,524		15,160	61,684	13,501	75,185	
	その他の 特別職	919	39,309			39,309		39,309	
	計	936	85,833	24,132	26,075	136,040	19,861	155,901	
比 較	長 等								
	議 員								
	その他の 特別職	138	1,446			1,446		1,446	
	計	138	1,446			1,446		1,446	

2. 一般職

(1) 総括

(単位 千円)

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補 正 後	309	249,295	601,118	509,720	1,360,133	257,628	1,617,761	
補 正 前	309	249,295	601,118	503,494	1,353,907	257,628	1,611,535	
比 較				6,226	6,226		6,226	

(単位 千円)

職 員 手 当 の	区 分	扶 養 手 当	期 末 手 当	勤 勉 手 当	時 間 外 手 当	管 理 職 手 当	通 勤 手 当	住 居 手 当	児 童 手 当	退 職 手 当 組 合 負 担 金	宿 日 直 手 当
	補 正 後	17,762	149,053	126,680	79,110	16,512	14,436	8,970	12,270	83,867	
	補 正 前	17,762	149,053	126,680	73,441	16,512	14,436	8,970	12,270	83,867	
	比 較				5,669						
内 訳	区 分	夜 間 看 護 手 当	調 整 手 当	特 殊 勤 務 手 当	管 理 職 特 別 勤 務 手 当						
	補 正 後			346	714						
	補 正 前			346	157						
	比 較				557						

ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位 千円)

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補 正 後	160		601,118	472,687	1,073,805	206,016	1,279,821	
補 正 前	160		601,118	466,461	1,067,579	206,016	1,273,595	
比 較				6,226	6,226		6,226	

(単位 千円)

職 員 手 当 の	区 分	扶養手当	期末手当	勤勉手当	時間外手当	管理職手当	通勤手当	住居手当	児童手当	退職手当組合 負担金	宿日直手当
	補 正 後	17,762	127,657	111,043	79,110	16,512	14,436	8,970	12,270	83,867	
	補 正 前	17,762	127,657	111,043	73,441	16,512	14,436	8,970	12,270	83,867	
	比 較				5,669						
内 訳	区 分	夜間看護手当	調整手当	特殊勤務手当	管理職特別勤 務手当						
	補 正 後			346	714						
	補 正 前			346	157						
	比 較				557						

イ 会計年度任用職員

(単位 千円)

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補 正 後	149	249,295		37,033	286,328	51,612	337,940	
補 正 前	149	249,295		37,033	286,328	51,612	337,940	
比 較								

(単位 千円)

職員手当の	区 分	扶養手当	期末手当	勤勉手当	時間外手当	管理職手当	通勤手当	住居手当	児童手当	退職手当組合 負担金	宿日直手当
	補 正 後		21,396	15,637							
	補 正 前		21,396	15,637							
	比 較										
内 訳	区 分	夜間看護手当	調整手当	特殊勤務手当	管理職特別勤 務手当						
	補 正 後										
	補 正 前										
	比 較										

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)		説明	備考
給料		給与改定に伴う増減分			
		その他の増減分			
職員手当	6,226	制度改正に伴う増減分			
		その他の増減分		6,226	

令和6年度 城里町
一般会計補正予算（第5号）
予算の概要

(課局名 総務課)

(単位 千円)

通し 番号	事 務 事 業 名	新規 区分	事 務 事 業 内 容 等	事業費	頁	備 考
1	衆議院議員総選挙執行事業	○	衆議院解散に伴う第50回衆議院議員総選挙を執行する。	16,696	7	報酬1,446 職員手当等6,226 旅費5 需用費2,173 役務費1,102 委託料2,747 使用料及び賃借料835 備品購入費2,162

議案第65号

城里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を
改正する条例について

城里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正
する条例を別紙のとおり定める。

令和6年12月 3日 提 出

城里町長 上遠野 修

令和6年 月 日

令和6年城里町条例第 号

城里町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を
改正する条例

城里町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年城里
町条例第38号）の一部を次のように改正する。

別表中「

予防接種健康被害調査委員会	委員長	日額	4,000	一般職	
	委員	〃	3,500	〃	

」を「

予防接種健康被害調査委員会委員	〃	7,000	〃	
-----------------	---	-------	---	--

」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

城里町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正後					現 行				
第1条～第6条 (略)					第1条～第6条 (略)				
附 則 (略)					附 則 (略)				
別表 (第2条, 第4条関係)					別表 (第2条, 第4条関係)				
職名	区分	報酬額	旅費の額 (相当する職)	備考	職名	区分	報酬額	旅費の額 (相当する職)	備考
(略)					(略)				
予防接種健康被害調査委員会 委員	〃	7,000	〃		予防接種健康被害調査 委員会	委員 長	日額 4,000	一般職	
(略)						委員	〃	3,500	〃
(略)					(略)				
附 則 この条例は、公布の日から施行する。									

議案第66号

城里町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について

城里町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和6年12月 3日 提 出

城里町長 上遠野 修

令和6年 月 日

令和6年城里町条例第 号

城里町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する
条例

城里町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例（令和3年城里町条例第16号）の一部を次のように改正する。

第2条中「令和6年3月31日まで」を「令和9年3月31日まで」に、「第12条第3項」を「第12条第4項」に、「第45条第2項」を「第45条第3項」に改める。

第6条中「町長が別に」を「規則で」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

城里町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	現 行
<p>第1条 (略) (課税免除)</p> <p>第2条 町長は、法第2条第2項の規定による公示の日(以下「公示日」という。)から令和9年3月31日までの間に、持続的発展計画に記載された産業振興促進区域内において、持続的発展計画において振興すべき業種として定められた租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第12条第4項の表の第1号の中欄又は第45条第3項の表の第1号の中欄に掲げる事業の用に供する設備で同法第12条第4項の表の第1号の下欄又は第45条第3項の表の第1号の下欄の規定の適用を受けるものであって、取得価額の合計額が、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める額以上のもの(以下「特別償却設備」という。)の取得等(租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号)第28条の9第10項に規定する資本金の額等(以下「資本金の額等」という。)が5,000万円を超える法人が行うものにあつては、新設又は増設に限る。)をした者について、当該特別償却設備である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地(公示日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があつた場合における当該土地に限る。)に対して課する固定資産税について課税を免除することができる。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>第3条～第5条 (略) (委任)</p> <p>第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、<u>規則</u>で定める。</p> <p>附 則 (略) 附 則</p>	<p>第1条 (略) (課税免除)</p> <p>第2条 町長は、法第2条第2項の規定による公示の日(以下「公示日」という。)から令和6年3月31日までの間に、持続的発展計画に記載された産業振興促進区域内において、持続的発展計画において振興すべき業種として定められた租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第12条第3項の表の第1号の中欄又は第45条第2項の表の第1号の中欄に掲げる事業の用に供する設備で同法第12条第3項の表の第1号の下欄又は第45条第2項の表の第1号の下欄の規定の適用を受けるものであって、取得価額の合計額が、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める額以上のもの(以下「特別償却設備」という。)の取得等(租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号)第28条の9第10項に規定する資本金の額等(以下「資本金の額等」という。)が5,000万円を超える法人が行うものにあつては、新設又は増設に限る。)をした者について、当該特別償却設備である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地(公示日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があつた場合における当該土地に限る。)に対して課する固定資産税について課税を免除することができる。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>第3条～第5条 (略) (委任)</p> <p>第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、<u>町長が別に定める</u>。</p> <p>附 則 (略)</p>

この条例は、公布の日から施行する。

議案第67号

城里町医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例について

城里町医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和6年12月 3日 提 出

城里町長 上遠野 修

令和6年 月 日

令和6年城里町条例第 号

城里町医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例

城里町医療福祉費支給に関する条例（平成17年城里町条例第98号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項第1号中「児童手当法施行令（昭和46年政令第281号）第1条に定める」を「扶養親族等及び児童手当法（昭和46年法律第73号）に規定する児童（以下「児童」という。）がないときは622万円とし、扶養親族等又は児童があるときは622万円に当該扶養親族等又は児童一人につき38万円（当該扶養親族等が所得税法に規定する同一生計配偶者（70歳以上の者に限る。）又は老人扶養親族であるときは、当該同一生計配偶者又は老人扶養親族一人につき44万円）を加算した」に改め、同項第2号中「国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第28条第10項の規定によりその例によるものとされる同法第1条の規定による改正前の国民年金法（昭和34年法律第141号）第66条第3項に基づき、国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和61年政令第54号。以下「経過措置政令」という。）第46条第4項に定める額」を「同一生計配偶者として、扶養親族等がないときは、301万6千円とし、扶養親族等があるときは、301万6千円に当該扶養親族等一人につき38万円（当該扶養親族等が所得税法に規定する老人扶養親族であるときは、当該老人扶養親族一人につき48万円とし、当該扶養親族等が特定扶養親族等（同法に規定する特定扶養親族又は控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る。）をいう。）であるときは、当該特定扶養親族等一人につき63万円とする。）を加算した額（以下「ひとり親家庭の基準額」という。）」に改め、同項第3号中「特別児童扶養手当法等の支給に関する法律施行令第2条第1項に定める」を「扶養親族等及び児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第3条第1項に規定する者がいないときは、459万6千円とし、これらの者があるときは、459万6千円にこれらの者一人につき38万円（当該扶養親族等が所得税法に規定する同一生計配偶者（70歳以上の者に限る。）又は老人扶養親族であるときは、当該同一生計配偶者又は老人扶養親族一人につき48万円とし、当該扶養親族等が特定扶養親族等（同法に規定する特定扶養親族又は控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る。）をいう。以下同じ。）であるときは、当該特定扶養親族等一人につき63万円とする。）を加算した」に、「533,000円」を「53万3千円」に改め、「額」の次に「（以下「重度心身障害者の基準額」という。）」を加え、「所得税法に規定する扶養親族の有無及び数に応じて、特別児童扶養手当等の支給に関する法律第2条第2項」を「扶養親族等がないときは、628万7千円とし、扶養親族等があるときは、当該扶養親族等の数に応じて、それぞれ次の表」に改め、同号に次の表を加える。

扶養親族等の数	金額
一人	653万6千円
二人以上	653万6千円に扶養親族等のうち一人を除いた扶養親族等一人につき21万3千円を加算した額（所得税法に規定する老人扶養親族があるときは、その額に当該老人扶養親族一人につき（当該老人扶養親族のほかに扶養親族等がないときは、当該老人扶養親族のうち一人を除いた老人扶養親族一人につき）6万円を加算した額）

第5条第2項中「規定する所得の額は、地方税法（昭和25年法律第226号）第313条第1項に規定する総所得金額，退職所得金額及び山林所得金額，同法附則第33条の3第5項に」を削り、「準用する同条第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額及び、同法附則第34条第4項において準用する同条第1項に規定する課税長期譲渡所得金額，同法附則第35条第5項において準用する同条第1項に規定する課税短期譲渡所得金額並びに同法附則第35条の4第4項において準用する同条第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項において準用する同条第1項の規定の適用がある場合は，その適用後の金額）の合計額」を「，基準額で認定する場合における所得の範囲及びその計算方法は，次に定めるとおり」に改め、同項ただし書を削り、同項に次の各号を加える。

- (1) 地方税法（昭和25年法律第226号）第5条第2項第1号に掲げる市町村民税（特別区が同法第1条第2項の規定によって課する同法第5条第2項第1号に掲げる税を含む。以下同じ。）についての同法その他の市町村民税に関する法令の規定による非課税所得以外の所得とする。
- (2) 所得の額は，その所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の市町村民税に係る地方税法第313条第1項に規定する総所得金額（所得税法第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得を有する場合には，同法第28条第2項の規定により計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定により計算した金額の合計額から10万円を控除して得た金額（当該金額が零を下回る場合には，零とする。）と同項第2号の規定により計算した金額とを合算した額を当該給与所得の金額及び同条第1項に規定する雑所得の金額の合計額として計算するものとする。），退職所得金額及び山林所得金額，地方税法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額，同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項，第34条第1項，第34条の2第1項，第34条の3第1項，第35条第1項，第35条の2第1項，第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には，これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額），地方税法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額（租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項，第34条第1項，第34条の2第1項，第34条の3第1項，第35条第1項又は第36条の規定の適用がある場合には，これらの規定の適用により同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額），地方税法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額，外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項（同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額，同法第8条第4項（同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額，租税条約等の実施に伴う所得税法，法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額並びに同条第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から8万円を控除した額とする。
- (3) 前号に規定する市町村民税につき，次の各号に掲げる者については，当該各号に定める額を同項の規定によって計算した額からそれぞれ控除するものとする。
 - ア 地方税法第314条の2第1項第1号，第2号又は第4号に規定する控除を受けた者当該雑損控除額，医療費控除額又は小規模企業共済等掛金控除額に相当する額

イ 地方税法第314条の2第1項第6号に規定する控除を受けた者 その控除の対象となった障害者一人につき27万円（当該障害者が同号に規定する特別障害者である場合には、40万円）

ウ 地方税法第314条の2第1項第8号に規定する控除を受けた者 27万円

エ 地方税法第314条の2第1項第8号の2に規定する控除を受けた者 35万円

オ 地方税法第314条の2第1項第9号に規定する控除を受けた者 27万円

第5条に次の2項を加える。

4 第1項第2号に規定するひとり親家庭の基準額において、7月1日現在における所得の範囲及びその計算方法は、次に定めるとおりとする。

(1) 前年の所得のうち、地方税法第4条第2項第1号に掲げる道府県民税（都が同法第1条第2項の規定によって課する同法第4条第2項第1号に掲げる税を含む。以下同じ。）についての同法その他の道府県民税に関する法令の規定による非課税所得以外の所得とする。

(2) 所得の額は、その年の4月1日の属する年度（以下「当該年度」という。）分の道府県民税に係る地方税法第32条第1項に規定する総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額、同法附則第33条の3第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第1項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第1項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の4第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号。以下「外国居住者等所得相互免除法」という。）第8条第2項（外国居住者等所得相互免除法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する特例適用利子等の額、外国居住者等所得相互免除法第8条第4項（外国居住者等所得相互免除法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第4項に規定する条約適用利子等の額並びに同条第6項に規定する条約適用配当等の額の合計額とする。なお、この場合に使用する所得金額、人的控除額及び社会保険料控除に代わる定額控除額は、前項(1)及び(2)の例による算定した所得の額（地方税法第34条第1項第3号に規定する控除を受けた者については、当該控除を受けなかったものとして前項イにより算定した額）から8万円を控除した額とする。

5 第1項第3号に規定する重度心身障害者等の基準額又は同項の表において、定める額で認定する場合における所得の範囲及びその計算方法は、次に定めるとおりとする。

(1) その所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の道府県民税に係る地方税法第32条第1項に規定する総所得金額（所得税法第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得を有する場合には、同法第28条第2項の規定により計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定により計算した金額の合計額から10万円を控除して得た金額（当該金額が零を下回る場合には、零とする。）と同項第2号の規定により計算した金額とを合算した額を当該給与所得の金額及び同条第1項に規定する雑所得の金額の合計額として計算するものとする。）、退職所得金額及び山林所得金額、地方税法附則第33条の3第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第1項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、

第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第35条第1項に規定する短期譲渡所得の金額（租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第35条の4第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項（同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項（同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号）第3条の2の2第4項に規定する条約適用利子等の額並びに同条第6項に規定する条約適用配当等の額の合計額から8万円を控除した額とする。

(2) 次の各号に該当する者については、当該各号に掲げる額を前項の規定によって計算した額からそれぞれ控除するものとする。

ア 前項に規定する道府県民税につき、地方税法第34条第1項第1号、第2号、第4号又は第10号の2に規定する控除を受けた者については、当該雑損控除額、医療費控除額、小規模企業共済等掛金控除額又は配偶者特別控除額に相当する額

イ 前項に規定する道府県民税につき、地方税法第34条第1項第6号に規定する控除を受けた者については、その控除の対象となった障害者一人につき27万円（当該障害者が同号に規定する特別障害者であるときは、40万円）

ウ 前項に規定する道府県民税につき、地方税法第34条第1項第8号に規定する控除を受けた者については、27万円

エ 前項に規定する道府県民税につき、地方税法第34条第1項第8号の2に規定する控除を受けた者については、35万円

オ 前項に規定する道府県民税につき、地方税法第34条第1項第9号に規定する控除を受けた者については、27万円

カ 前項に規定する道府県民税につき、地方税法附則第6条第1項に規定する免除を受けた者については、当該免除に係る所得の額

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

城里町医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正後	現 行
<p>第1条～第4条 (略)</p> <p>(医療福祉費の支給制限)</p> <p>第5条 前条の規定にかかわらず医療福祉費は、対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、支給しない。</p> <p>(1) 妊産婦にあつては、母子保健法(昭和40年法律第141号)第15条に規定する妊娠の届出のあった日において、その者若しくはその者の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。以下同じ。)の前年の所得(妊娠の届出日の属する月が1月から6月までのものは、前々年の所得とする。以下この号について同じ。)が所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する同一生計配偶者及び扶養親族(以下「扶養親族等」という。)の有無及び数に応じて、<u>扶養親族等及び児童手当法(昭和46年法律第73号)に規定する児童(以下「児童」という。)がないときは622万円とし、扶養親族等又は児童があるときは622万円に当該扶養親族等又は児童一人につき38万円(当該扶養親族等が所得税法に規定する同一生計配偶者(70歳以上の者に限る。))又は老人扶養親族であるときは、当該同一生計配偶者又は老人扶養親族一人につき44万円</u>を加算した額(以下「基準額」という。)以上であるとき又はその者若しくはその者の配偶者の民法(明治29年法律第89号)第87条第1項に定める扶養義務者(以下「扶養義務者」という。)で主としてその者の生計を維持する者の前年の所得が1,000万円以上であるとき。</p> <p>(2) 母子家庭の母子及び父子家庭の父子にあつては、対象者としての申請をした日(以下「届出日」という。)又は7月1日現在において、そのいずれかの者の前年の所得(届出日の属する月が1月から6月までの者にあつては、前々年の所得とする。以下同じ。)が扶養親族等の有無及び数に応じて、7月1日(前々年の所得にあつては、前年の7月1日)現在における<u>同一生計配偶者として、扶養親族等がないときは、301万6千円とし、扶養親族等があるときは、3</u></p>	<p>第1条～第4条 (略)</p> <p>(医療福祉費の支給制限)</p> <p>第5条 前条の規定にかかわらず医療福祉費は、対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、支給しない。</p> <p>(1) 妊産婦にあつては、母子保健法(昭和40年法律第141号)第15条に規定する妊娠の届出のあった日において、その者若しくはその者の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。以下同じ。)の前年の所得(妊娠の届出日の属する月が1月から6月までのものは、前々年の所得とする。以下この号について同じ。)が所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する同一生計配偶者及び扶養親族(以下「扶養親族等」という。)の有無及び数に応じて、<u>児童手当法施行令(昭和46年政令第281号)第1条に定める額(以下「基準額」という。)以上であるとき又はその者若しくはその者の配偶者の民法(明治29年法律第89号)第87条第1項に定める扶養義務者(以下「扶養義務者」という。)で主としてその者の生計を維持する者の前年の所得が1,000万円以上であるとき。</u></p> <p>(2) 母子家庭の母子及び父子家庭の父子にあつては、対象者としての申請をした日(以下「届出日」という。)又は7月1日現在において、そのいずれかの者の前年の所得(届出日の属する月が1月から6月までの者にあつては、前々年の所得とする。以下同じ。)が扶養親族等の有無及び数に応じて、7月1日(前々年の所得にあつては、前年の7月1日)現在における<u>国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)附則第28条第10項の規定によりその例</u></p>

01万6千円に当該扶養親族等一人につき38万円（当該扶養親族等が所得税法に規定する老人扶養親族であるときは、当該老人扶養親族一人につき48万円とし、当該扶養親族等が特定扶養親族等（同法に規定する特定扶養親族又は控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る。）をいう。）であるときは、当該特定扶養親族等一人につき63万円とする。）を加算した額（以下「ひとり親家庭の基準額」という。）以上であるとき、又はその扶養義務者で主として当該母子家庭の母子及び父子家庭の父子の生計を維持する者の前年の所得が1,000万円以上であるとき。

(3) 重度心身障害者にあつては、届出日又は7月1日現在において、その者の前年の所得が所得税法に規定する扶養親族等の有無及び数に応じて、扶養親族等及び児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第3条第1項に規定する者がいないときは、459万6千円とし、これらの者があるときは、459万6千円にこれらの者一人につき38万円（当該扶養親族等が所得税法に規定する同一生計配偶者（70歳以上の者に限る。）又は老人扶養親族であるときは、当該同一生計配偶者又は老人扶養親族一人につき48万円とし、当該扶養親族等が特定扶養親族等（同法に規定する特定扶養親族又は控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る。）をいう。以下同じ。）であるときは、当該特定扶養親族等一人につき63万円とする。）を加算した額に53万3千円を加えた額（以下「重度心身障害者の基準額」という。）以上であるとき又はその者の配偶者若しくはその扶養義務者で主としてその者の生計を維持する者の前年の所得が、扶養親族等がないときは、628万7千円とし、扶養親族等があるときは、当該扶養親族等の数に応じて、それぞれ次の表に定める額以上であるとき。

扶養親族等の数	金額
一人	653万6千円
二人以上	653万6千円に扶養親族等のうち一人を除いた扶養親族等一人につき21万3千円を加算した額（所得税法に規定する老人扶養親族があるときは、その額に当該老人扶養親族一人

によるものとされる同法第1条の規定による改正前の国民年金法（昭和34年法律第141号）第66条第3項に基づき、国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和61年政令第54号。以下「経過措置政令」という。）第46条第4項に定める額以上であるとき、又はその扶養義務者で主として当該母子家庭の母子及び父子家庭の父子の生計を維持する者の前年の所得が1,000万円以上であるとき。

(3) 重度心身障害者にあつては、届出日又は7月1日現在において、その者の前年の所得が所得税法に規定する扶養親族等の有無及び数に応じて、特別児童扶養手当法等の支給に関する法律施行令第2条第1項に定める額に533,000円を加えた額以上であるとき又はその者の配偶者若しくはその扶養義務者で主としてその者の生計を維持する者の前年の所得が所得税法に規定する扶養親族の有無及び数に応じて、特別児童扶養手当等の支給に関する法律第2条第2項に定める額以上であるとき。

(追加)

につき(当該老人扶養親族のほかに扶養親族等がないときは、当該老人扶養親族のうち一人を除いた老人扶養親族一人につき)6万円を加算した額)

2 前項各号において、基準額で認定する場合における所得の範囲及びその計算方法は、次に定めるとおりとする。

(1) 地方税法(昭和25年法律第226号)第5条第2項第1号に掲げる市町村民税(特別区が同法第1条第2項の規定によって課する同法第5条第2項第1号に掲げる税を含む。以下同じ。)についての同法その他の市町村民税に関する法令の規定による非課税所得以外の所得とする。

(2) 所得の額は、その所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の市町村民税に係る地方税法第313条第1項に規定する総所得金

2 前項各号に規定する所得の額は、地方税法(昭和25年法律第226号)第313条第1項に規定する総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額、同法附則第33条の3第5項において準用する同条第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額及び、同法附則第34条第4項において準用する同条第1項に規定する課税長期譲渡所得金額、同法附則第35条第5項において準用する同条第1項に規定する課税短期譲渡所得金額並びに同法附則第35条の4第4項において準用する同条第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第35条の4の2第7項において準用する同条第1項の規定の適用がある場合は、その適用後の金額)の合計額とする。ただし、前項第1号及び第2号に規定する基準額の算出にあたっての所得の範囲及び計算方法は、児童手当法施行令(昭和46年政令第281号)第2条及び第3条の規定の例によるものとし、前項第3号に規定する経過措置政令第46条第4項に定める額の算出にあたっての所得の範囲及び計算方法は、国民年金法施行例第6条及び第6条の2の規定並びに経過措置政令第46条第7項の規定の例によるものとし、前項第4号に規定する特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第2条第1項に定める額及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第2条第2項に定める額の算出にあたっての所得の範囲及び計算方法は、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第5条の規定の例による。

(追加)

(追加)

額（所得税法第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得を有する場合には、同法第28条第2項の規定により計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定により計算した金額の合計額から10万円を控除して得た金額（当該金額が零を下回る場合には、零とする。）と同項第2号の規定により計算した金額とを合算した額を当該給与所得の金額及び同条第1項に規定する雑所得の金額の合計額として計算するものとする。）、退職所得金額及び山林所得金額、地方税法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額（租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項（同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項（同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額並びに同条第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から8万円を控除した額とする。

(3) 前号に規定する市町村民税につき、次の各号に掲げる者については、当該各号に定める額を同項の規定によって計算した額からそれ

(追加)

ぞれ控除するものとする。

ア 地方税法第314条の2第1項第1号、第2号又は第4号に規定する控除を受けた者当該雑損控除額、医療費控除額又は小規模企業共済等掛金控除額に相当する額

イ 地方税法第314条の2第1項第6号に規定する控除を受けた者その控除の対象となった障害者一人につき27万円（当該障害者が同号に規定する特別障害者である場合には、40万円）

ウ 地方税法第314条の2第1項第8号に規定する控除を受けた者27万円

エ 地方税法第314条の2第1項第8号の2に規定する控除を受けた者35万円

オ 地方税法第314条の2第1項第9号に規定する控除を受けた者27万円

3 (略)

4 第1項第2号に規定するひとり親家庭の基準額において、7月1日現在における所得の範囲及びその計算方法は、次に定めるとおりとする。

(1) 前年の所得のうち、地方税法第4条第2項第1号に掲げる道府県民税（都が同法第1条第2項の規定によって課する同法第4条第2項第1号に掲げる税を含む。以下同じ。）についての同法その他の道府県民税に関する法令の規定による非課税所得以外の所得とする。

(2) 所得の額は、その年の4月1日の属する年度（以下「当該年度」という。）分の道府県民税に係る地方税法第32条第1項に規定する総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額、同法附則第33条の3第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第1項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第1項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の4第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号。以下「外国居住者等所得相互免除法」という。）第8条第2項（外国居住者等所得相互免除法第12条第5項及び第16条第2項にお

3 (略)

(追加)

いて準用する場合を含む。以下同じ。)に規定する特例適用利子等の額、外国居住者等所得相互免除法第8条第4項(外国居住者等所得相互免除法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。以下同じ。)に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第4項に規定する条約適用利子等の額並びに同条第6項に規定する条約適用配当等の額の合計額とする。なお、この場合に使用する所得金額、人的控除額及び社会保険料控除に代わる定額控除額は、前項(1)及び(2)の例による算定した所得の額(地方税法第34条第1項第3号に規定する控除を受けた者については、当該控除を受けなかったものとして前項イにより算定した額)から8万円を控除した額とする。

5 第1項第3号に規定する重度心身障害者等の基準額又は同項の表において、定める額で認定する場合における所得の範囲及びその計算方法は、次に定めるとおりとする。

(1) その所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の道府県民税に係る地方税法第32条第1項に規定する総所得金額(所得税法第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得を有する場合には、同法第28条第2項の規定により計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定により計算した金額の合計額から10万円を控除して得た金額(当該金額が零を下回る場合には、零とする。))と同項第2号の規定により計算した金額とを合算した額を当該給与所得の金額及び同条第1項に規定する雑所得の金額の合計額として計算するものとする。)、退職所得金額及び山林所得金額、地方税法附則第33条の3第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第1項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除

(追加)

する金額を控除した金額)、地方税法附則第35条第1項に規定する短期譲渡所得の金額(租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額)、地方税法附則第35条の4第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項(同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。))に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項(同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。))に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号)第3条の2の2第4項に規定する条約適用利子等の額並びに同条第6項に規定する条約適用配当等の額の合計額から8万円を控除した額とする。

(2) 次の各号に該当する者については、当該各号に掲げる額を前項の規定によって計算した額からそれぞれ控除するものとする。

ア 前項に規定する道府県民税につき、地方税法第34条第1項第1号、第2号、第4号又は第10号の2に規定する控除を受けた者については、当該雑損控除額、医療費控除額、小規模企業共済等掛金控除額又は配偶者特別控除額に相当する額

イ 前項に規定する道府県民税につき、地方税法第34条第1項第6号に規定する控除を受けた者については、その控除の対象となった障害者一人につき27万円(当該障害者が同号に規定する特別障害者であるときは、40万円)

ウ 前項に規定する道府県民税につき、地方税法第34条第1項第8号に規定する控除を受けた者については、27万円

エ 前項に規定する道府県民税につき、地方税法第34条第1項第8号の2に規定する控除を受けた者については、35万円

オ 前項に規定する道府県民税につき、地方税法第34条第1項第9号に規定する控除を受けた者については、27万円

<p><u>カ 前項に規定する道府県民税につき、地方税法附則第6条第1項に規定する免除を受けた者については、当該免除に係る所得の額</u></p> <p>第6条～第9条 (略)</p> <p>附 則 (略)</p> <p>別表第1 (略)</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p>	<p>第6条～第9条 (略)</p> <p>附 則 (略)</p> <p>別表第1 (略)</p>
---	---

議案第68号

令和6年度城里町一般会計補正予算（第6号）

令和6年度城里町の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ207,648千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11,755,732千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和6年12月 3日 提 出

城里町長 上遠野 修

令和6年 月 日

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
11. 地方特例交付金		87,823	5,449	93,272
	2. 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補てん特別交付金		5,449	5,449
14. 分担金及び負担金		6,334	77,523	83,857
	1. 負担金	6,334	77,523	83,857
16. 国庫支出金		1,122,638	26,592	1,149,230
	1. 国庫負担金	698,178	25,184	723,362
	2. 国庫補助金	420,806	1,408	422,214
17. 県支出金		597,765	22,031	619,796
	1. 県負担金	353,513	12,592	366,105
	2. 県補助金	190,327	9,439	199,766
18. 財産収入		4,812	2,236	7,048
	1. 財産運用収入	4,610	2,236	6,846
20. 繰入金		856,069	84,801	940,870
	2. 基金繰入金	855,325	84,801	940,126
22. 諸収入		164,447	816	165,263
	2. 預金利子	17	816	833
23. 町債		1,523,962	△ 11,800	1,512,162
	1. 町債	1,523,962	△ 11,800	1,512,162
歳入合計		11,548,084	207,648	11,755,732

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 総務費		1,976,911	17,883	1,994,794
	1. 総務管理費	1,601,129	14,874	1,616,003
	2. 徴税費	283,441	110	283,551
	3. 戸籍住民基本台帳費	68,571	2,899	71,470
3. 民生費		3,124,901	77,597	3,202,498
	1. 社会福祉費	1,874,944	70,968	1,945,912
	2. 児童福祉費	1,249,957	6,629	1,256,586
4. 衛生費		794,239	80,067	874,306
	1. 保健衛生費	379,215	78,224	457,439
	2. 清掃費	298,058	483	298,541
	3. 上下水道費	112,511	1,360	113,871
5. 農林水産業費		592,386	3,506	595,892
	1. 農業費	577,097	3,490	580,587
	2. 林業費	15,289	16	15,305
6. 商工費		684,383	2,409	686,792
	1. 商工費	684,383	2,409	686,792
7. 土木費		1,866,863	11,102	1,877,965
	2. 道路橋梁費	906,124	7,262	913,386
	3. 河川費	118,207	1,090	119,297
	5. 住宅費	138,628	2,750	141,378
9. 教育費		1,099,220	15,084	1,114,304
	1. 教育総務費	225,659	861	226,520

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	2. 小 学 校 費	264,747	7,069	271,816
	3. 中 学 校 費	109,390	4,816	114,206
	4. 社 会 教 育 費	276,341	1,059	277,400
	5. 保 健 体 育 費	223,083	1,279	224,362
歳 出	合 計	11,548,084	207,648	11,755,732

第2表 債務負担行為補正

(追加)

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
広報しろさと印刷製本業務	令和6年度から令和7年度まで	4,500
広報しろさとお知らせ版印刷製本業務	令和6年度から令和7年度まで	1,400
CMSプログラム使用料	令和6年度から令和11年度まで	4,500
公用バス運転委託業務	令和6年度から令和7年度まで	7,200
第3期城里町創生総合戦略等策定業務	令和6年度から令和7年度まで	1,500
城里町地域活性化イベント等補助	令和6年度から令和7年度まで	1,200
ばい煙・ダイオキシン類測定委託業務	令和6年度から令和7年度まで	2,700
水質測定業務	令和6年度から令和7年度まで	1,000
城里町立ななかいかども園警備委託業務	令和6年度から令和12年度まで	1,400
常北保健福祉センタートレーニング指導委託業務	令和6年度から令和7年度まで	3,700
城里町健康増進施設ホロルの湯汚水処理施設維持管理業務	令和6年度から令和7年度まで	6,900
城里町営住宅管理修繕委託業務	令和6年度から令和7年度まで	52,000
城里町立中学校部活動連携事業バス運行業務	令和6年度から令和7年度まで	4,900

第3表 地方債補正

(変 更)

(単位 千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
合併特例事業	589,800				577,000			
緊急自然災害防止対策事業	150,200				151,200			
計	1,523,962				1,512,162			

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括 歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
11. 地方特例交付金	87,823	5,449	93,272
14. 分担金及び負担金	6,334	77,523	83,857
16. 国庫支出金	1,122,638	26,592	1,149,230
17. 県支出金	597,765	22,031	619,796
18. 財産収入	4,812	2,236	7,048
20. 繰入金	856,069	84,801	940,870
22. 諸収入	164,447	816	165,263
23. 町債	1,523,962	△11,800	1,512,162
歳入合計	11,548,084	207,648	11,755,732

歳出

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2. 総務費	1,976,911	17,883	1,994,794	63		2,192	15,628
3. 民生費	3,124,901	77,597	3,202,498	43,949		1	33,647
4. 衛生費	794,239	80,067	874,306	15		77,523	2,529
5. 農林水産業費	592,386	3,506	595,892	3,329		22	155
6. 商工費	684,383	2,409	686,792		△12,800		15,209
7. 土木費	1,866,863	11,102	1,877,965		1,000		10,102
9. 教育費	1,099,220	15,084	1,114,304	1,267		21	13,796
歳出合計	11,548,084	207,648	11,755,732	48,623	△11,800	79,759	91,066

2. 歳入

(款) 11. 地方特例交付金

(項) 2. 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補てん特別交付金

(単位 千円)

目	補正前額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補てん特別交付金		5,449	5,449	1. 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補てん特別交付金	5,449	新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補てん特別交付金
計		5,449	5,449			

(款) 14. 分担金及び負担金

(項) 1. 負担金

2. 衛生費負担金		77,523	77,523	1. 保健衛生費負担金	77,523	救急医療二次病院運営費補助市町村負担金
計	6,334	77,523	83,857			

(款) 16. 国庫支出金

(項) 1. 国庫負担金

1. 民生費国庫負担金	697,796	25,184	722,980	3. 障害者福祉費負担金	25,184	自立支援給付費負担金 20,876 自立支援(障害児)給付費負担金 4,308
計	698,178	25,184	723,362			

(款) 16. 国庫支出金

(項) 2. 国庫補助金

1. 総務費国庫補助金	319,466	63	319,529	1. 総務費補助金	63	個人番号カード交付事務費補助金
2. 民生費国庫補助金	47,727	63	47,790	2. 児童福祉費補助金	63	子ども・子育て支援整備交付金
3. 衛生費国庫補助金	2,737	15	2,752	1. 保健衛生費補助金	15	母子保健医療対策総合支援事業費補助金
5. 教育費国庫補助金	10,187	1,267	11,454	1. 教育費補助金	1,267	公立学校情報機器整備費補助金
計	420,806	1,408	422,214			

(款) 17. 県支出金

(項) 1. 県負担金

1. 民生費県負担金	352,727	12,592	365,319	3. 障害者福祉費負担金	12,592	自立支援給付費負担金 10,438 自立支援(障害児)給付費負担金 2,154
計	353,513	12,592	366,105			

(款) 17. 県支出金

(項) 2. 県補助金

2. 民生費県補助金	102,811	6,110	108,921	3. 医療福祉費補助金	6,047	医療福祉費医療費補助金 5,987 医療福祉費事務費補助金 60
				5. 児童福祉費補助金	63	子ども・子育て支援整備交付金

(単位 千円)

目	補正前額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
4. 農林水産業費県補助金	53,049	3,329	56,378	2. 農業振興費補助金	3,329	地域農業再生協議会補助金 農地集積協力金
計	190,327	9,439	199,766			△2,415 5,744

(款) 18. 財産収入

(項) 1. 財産運用収入

2. 利子及び配当金	433	2,236	2,669	1. 利子及び配当金	2,236	財政調整基金利子 土地開発基金利子 減債基金利子 ふるさと創生基金利子 地域福祉振興基金利子 番場まつの福祉基金利子 公共施設整備基金利子 奨学基金利子 繁殖牛導入事業基金利子 ふるさと応援基金利子 公共施設等総合管理基金利子 森林環境譲与税基金利子 アイジー基金利子 那珂川のほとり教育支援基金利子	1,351 74 113 3 1 1 38 8 6 43 569 16 3 10
計	4,610	2,236	6,846				

(款) 20. 繰入金

(項) 2. 基金繰入金

1. 財政調整基金繰入金	573,095	84,801	657,896	1. 財政調整基金繰入金	84,801	財政調整基金繰入金
計	855,325	84,801	940,126			

(款) 22. 諸収入

(項) 2. 預金利子

1. 預金利子	17	816	833	1. 預金利子	816	町預金利子
計	17	816	833			

(款) 23. 町債

(項) 1. 町債

(単位 千円)

目	補正前額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 総務債	1,307,400	△12,800	1,294,600	1. 合併特例事業債	△12,800	合併特例事業債
2. 土木債	181,900	1,000	182,900	3. 緊急自然災害防止対策事業債	1,000	緊急自然災害防止対策事業
計	1,523,962	△11,800	1,512,162			

3. 歳 出

(款) 2. 総務費

(項) 1. 総務管理費

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			一 般 財 源	節		説 明
				特 定 財 源				区 分	金 額	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
1. 一般管理費	516,684	5,127	521,811				5,127	1. 報 酬	38	会計年度任用職員
								3. 職員手当等	4,565	児童手当
								4. 共済費	189	社会保険料負担金
								10. 需用費	335	消耗品費
3. 財政管理費	306,816	2,075	308,891			2,075		24. 積立金	2,075	財政調整基金 1,351 減債基金 113 ふるさと創生基金 3 地域福祉振興基金 1 公共施設整備基金 38 公共施設等総合管理基金 569
								27. 繰出金	74	土地開発基金繰出金
								10. 需用費	121	修繕料
								2. 給 料	2,700	一般職
								3. 職員手当等	1,510	期末手当 (一般職) 550 勤勉手当 450 管理職手当 200 通勤手当 (一般職) 160 住居手当 150
								7. 報償費	168	記念品代等 記念品代
9. 交通安全対策費	14,036	1,416	15,452				1,416	10. 需用費	1,248	光熱水費 533 修繕料 715
								7. 報償費	168	記念品代等 記念品代
10. 町民センター費	79,289	1,808	81,097				1,808	1. 報 酬	15	会計年度任用職員
								3. 職員手当等	2	期末手当 (会計年度任用職員) 1 勤勉手当 (会計年度任用職員) 1
								10. 需用費	250	光熱水費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
							17. 備品購入費	1,541	施設用備品購入	
11. 諸費	151,696	43	151,739			43	24. 積立金	43	ふるさと応援基金	
計	1,601,129	14,874	1,616,003			2,192				

(款) 2. 総務費

(項) 2. 徴税费

2. 賦課徴収費	57,381	110	57,491				110	18. 負担金、補助及び交付金	110	負担金 茨城租税債権管理機構負担金
計	283,441	110	283,551				110			

(款) 2. 総務費

(項) 3. 戸籍住民基本台帳費

1. 戸籍住民基本台帳費	68,571	2,899	71,470	63			2,836	1. 報酬	3	会計年度任用職員
								12. 委託料	2,750	通知書作成委託
								17. 備品購入費	146	機械器具購入
計	68,571	2,899	71,470	63			2,836			

(款) 3. 民生費

(項) 1. 社会福祉費

1. 社会福祉総務費	374,765	1	374,766				1	24. 積立金	1	番場まつの福祉基金	
3. 高齢者福祉費	475,730	128	475,858				128	27. 繰出金	128	介護保険特別会計(保険事業勘定)繰出金	
4. 医療福祉費	110,555	15,622	126,177	6,047			9,575	11. 役務費	227	手数料	
								19. 扶助費	14,914	医療費現物分	10,693
										医療費現金分	1,281
										医療費現物分(特例分)	2,878
医療費現金分(特例分)	62										

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明	
				特定財源				区分	金額		
				国庫支出金	地方債	その他					
								22. 償還金、利子及び割引料	481	県補助金返還金	
5. 障害者福祉費	536,179	54,537	590,716	37,776			16,761	19. 扶助費	51,271	自立支援給付費 自立支援（障害児）給付費	42,653 8,618
								22. 償還金、利子及び割引料	3,266	国庫負担金返還金	
7. 後期高齢者医療給付費	368,171	680	368,851				680	27. 繰出金	680	後期高齢者医療特別会計繰出金	
計	1,874,944	70,968	1,945,912	43,823			1	27,144			

(款) 3. 民生費

(項) 2. 児童福祉費

1. 児童福祉総務費	451,671	1,018	452,689	126			892	18. 負担金、補助及び交付金	189	補助金 子ども・子育て支援設備整備事業補助	
								22. 償還金、利子及び割引料	829	国庫補助金返還金 国庫負担金返還金	671 158
2. 保育所費	798,190	5,611	803,801				5,611	1. 報酬	8	会計年度任用職員	
								3. 職員手当等	4	期末手当（会計年度任用職員） 勤勉手当（会計年度任用職員）	2 2

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
							22. 償還金、利子及び割引料	5,599	国庫補助金返還金 国庫負担金返還金	4,417 1,182
計	1,249,957	6,629	1,256,586	126			6,503			

(款) 4. 衛生費

(項) 1. 保健衛生費

1. 保健衛生 総務費	167,428	77,529	244,957			77,523	6	18. 負担金、補助及び交付金	77,529	負担金 救急医療二次病院運営事業負担金 補助金 救急医療二次病院運営事業補助金	△2,175 △2,175 79,704 79,704
2. 予防費	88,997	518	89,515				518	19. 扶助費	518	予防接種費用助成金(償還払分)	
3. 母子衛生 費	13,298	177	13,475	15			162	11. 役務費	16	通信運搬費 手数料	12 4
								17. 備品購入費	36	事務用備品購入	
								19. 扶助費	125	妊産婦健康診査助成金	
計	379,215	78,224	457,439	15		77,523	686				

(款) 4. 衛生費

(項) 2. 清掃費

2. 塵芥処理 費	217,289	480	217,769				480	13. 使用料及び賃借料	480	健康増進施設使用料	
3. し尿処理 費	79,310	3	79,313				3	1. 報酬	3	会計年度任用職員	
計	298,058	483	298,541				483				

(款) 4. 衛生費

(項) 3. 上水道費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
1. 上水道施設費	112,511	1,360	113,871				1,360	18. 負担金、補助及び交付金	1,360	補助金 水道事業会計補助
計	112,511	1,360	113,871				1,360			

(款) 5. 農林水産業費

(項) 1. 農業費

1. 農業委員会費	41,724	4	41,728				4	1. 報酬	2	会計年度任用職員	
								3. 職員手当等	2	期末手当(会計年度任用職員) 勤勉手当(会計年度任用職員)	1 1
3. 農業振興費	133,914	3,480	137,394	3,329			151	1. 報酬	3	会計年度任用職員	
								3. 職員手当等	2	期末手当(会計年度任用職員) 勤勉手当(会計年度任用職員)	1 1
								8. 旅費	11	普通旅費	
								10. 需用費	45	光熱水費	
								18. 負担金、補助及び交付金	3,419	補助金 町農業再生協議会補助 農地集積協力金 狩猟免許取得補助	 △2,415 5,745 89
5. 畜産業費	4,363	6	4,369				6	27. 繰出金	6	繁殖牛導入事業基金繰出金	
計	577,097	3,490	580,587	3,329			6	155			

(款) 5. 農林水産業費

(項) 2. 林業費

1. 林業振興費	15,289	16	15,305			16		24. 積立金	16	森林環境譲与税基金	
計	15,289	16	15,305			16					

(款) 6. 商工費

(項) 1. 商工費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
2. 商工業振興費	36,016	1,815	37,831				1,815	18. 負担金、補助及び交付金	1,815	交付金 企業立地奨励交付金
3. 観光費	34,412	5	34,417				5	1. 報酬	3	会計年度任用職員
								3. 職員手当等	2	期末手当(会計年度任用職員) 勤勉手当(会計年度任用職員)
4. 観光施設費	565,734	589	566,323		△12,800		13,389	12. 委託料	490	調査業務委託
								15. 原材料費	99	砂
計	684,383	2,409	686,792		△12,800		15,209			

(款) 7. 土木費

(項) 2. 道路橋梁費

1. 道路維持費	402,189	7,262	409,451				7,262	7. 報償費	100	報償金 境界等立会謝礼
								14. 工事請負費	1,712	舗装及び排水整備工事
								16. 公有財産購入費	289	用地購入(単独事業)
								21. 補償、補填及び賠償金	5,161	補償金 町道維持移転補償物件費
計	906,124	7,262	913,386				7,262			

(款) 7. 土木費

(項) 3. 河川費

1. 河川総務費	118,207	1,090	119,297		1,000		90	16. 公有財産購入費	850	用地購入(単独事業)
----------	---------	-------	---------	--	-------	--	----	-------------	-----	------------

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
							21. 補償、補填及び賠償金	240	補償金 物件移転補償費	
計	118,207	1,090	119,297		1,000			90		

(款) 7. 土木費

(項) 5. 住宅費

2. 住宅建設費	52,283	2,750	55,033				2,750	14. 工事請負費	2,750	公営住宅建設工事
計	138,628	2,750	141,378				2,750			

(款) 9. 教育費

(項) 1. 教育総務費

2. 事務局費	224,202	861	225,063			21	840	1. 報酬	3	会計年度任用職員	
								3. 職員手当等	2	期末手当 (会計年度任用職員) 勤勉手当 (会計年度任用職員)	1 1
								8. 旅費	85	普通旅費 費用弁償	13 72
								18. 負担金、補助及び交付金	750	補助金 通学費補助	
								24. 積立金	13	アイジー基金 那珂川のほとり教育支援基金	3 10
								27. 繰出金	8	奨学基金利子繰出金	
計	225,659	861	226,520			21	840				

(款) 9. 教育費

(項) 2. 小学校費

1. 学校管理費	231,872	7,069	238,941	912			6,157	1. 報酬	61	会計年度任用職員	
								3. 職員手当等	5	期末手当 (会計年度任用職員) 勤勉手当 (会計年度任用職員)	3 2

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
								10. 需用費	2,196	修繕料
								14. 工事請負費	946	各小学校工事
								17. 備品購入費	3,861	施設用備品購入
計	264,747	7,069	271,816	912			6,157			

(款) 9. 教育費

(項) 3. 中学校費

1. 学校管理費	69,075	2,385	71,460	355			2,030	1. 報酬	9	会計年度任用職員	
								3. 職員手当等	2	期末手当 (会計年度任用職員) 勤勉手当 (会計年度任用職員)	1 1
								10. 需用費	2,374	修繕料	
2. 教育振興費	40,315	2,431	42,746				2,431	17. 備品購入費	2,431	教材用備品購入	
計	109,390	4,816	114,206	355			4,461				

(款) 9. 教育費

(項) 4. 社会教育費

2. 公民館費	98,854	255	99,109				255	1. 報酬	23	会計年度任用職員	
								3. 職員手当等	2	期末手当 (会計年度任用職員) 勤勉手当 (会計年度任用職員)	1 1
								10. 需用費	230	光熱水費	
3. コミュニティセンター費	59,805	650	60,455				650	1. 報酬	1,227	会計年度任用職員	
								3. 職員手当等	△81	期末手当 (会計年度任用職員) 勤勉手当 (会計年度任用職員)	△47 △34
								4. 共済費	△113	社会保険料負担金 雇用保険料 職員共済組合負担金 (会計年度任用職員)	△63 △7 △43
								7. 報償費	△7	報償金 行事出演謝礼	

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明	
				特定財源				区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
								8.旅費	△2	費用弁償	
								10.需用費	△39	消耗品費 賄材料費	△32 △7
								12.委託料	△125	自主事業委託	
								13.使用料 及び賃借料	△210	車借上料 住宅借上料	△60 △150
4.図書館資料館費	52,436	154	52,590				154	1.報酬	150	会計年度任用職員	
								3.職員手当等	2	期末手当(会計年度任用職員) 勤勉手当(会計年度任用職員)	1 1
								8.旅費	2	費用弁償	
計	276,341	1,059	277,400				1,059				

(款) 9.教育費

(項) 5.保健体育費

3.学校給食センター費	141,544	1,279	142,823				1,279	10.需用費	1,279	賄材料費	
計	223,083	1,279	224,362				1,279				

補正予算給与費明細書

1. 一般職

(1) 総括

(単位 千円)

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補 正 後	309	250,843	603,818	515,739	1,370,400	257,704	1,628,104	
補 正 前	309	249,295	601,118	509,720	1,360,133	257,628	1,617,761	
比 較		1,548	2,700	6,019	10,267	76	10,343	

(単位 千円)

職員手当の 内 訳	区 分	扶養手当	期末手当	勤勉手当	時間外手当	管理職手当	通勤手当	住居手当	児童手当	退職手当組合 負担金	宿日直手当
	補 正 後	17,762	149,569	127,108	79,110	16,712	14,596	9,120	16,835	83,867	
	補 正 前	17,762	149,053	126,680	79,110	16,512	14,436	8,970	12,270	83,867	
	比 較		516	428		200	160	150	4,565		
内 訳	区 分	夜間看護手当	調整手当	特殊勤務手当	管理職特別勤 務手当						
	補 正 後			346	714						
	補 正 前			346	714						
	比 較										

ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位 千円)

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補 正 後	160		603,818	478,762	1,082,580	206,016	1,288,596	
補 正 前	160		601,118	472,687	1,073,805	206,016	1,279,821	
比 較			2,700	6,075	8,775		8,775	

(単位 千円)

職 員 手 当 の	区 分	扶 養 手 当	期 末 手 当	勤 勉 手 当	時 間 外 手 当	管 理 職 手 当	通 勤 手 当	住 居 手 当	児 童 手 当	退 職 手 当 組 合 負 担 金	宿 日 直 手 当
	補 正 後	17,762	128,207	111,493	79,110	16,712	14,596	9,120	16,835	83,867	
	補 正 前	17,762	127,657	111,043	79,110	16,512	14,436	8,970	12,270	83,867	
	比 較		550	450		200	160	150	4,565		
内 訳	区 分	夜 間 看 護 手 当	調 整 手 当	特 殊 勤 務 手 当	管 理 職 特 別 勤 務 手 当						
	補 正 後			346	714						
	補 正 前			346	714						
	比 較										

イ 会計年度任用職員

(単位 千円)

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補 正 後	149	250,843		36,977	287,820	51,688	339,508	
補 正 前	149	249,295		37,033	286,328	51,612	337,940	
比 較		1,548		△56	1,492	76	1,568	

(単位 千円)

職 員 手 当 の	区 分	扶 養 手 当	期 末 手 当	勤 勉 手 当	時 間 外 手 当	管 理 職 手 当	通 勤 手 当	住 居 手 当	児 童 手 当	退 職 手 当 組 合 負 担 金	宿 日 直 手 当
	補 正 後		21,362	15,615							
	補 正 前		21,396	15,637							
	比 較		△34	△22							
内 訳	区 分	夜 間 看 護 手 当	調 整 手 当	特 殊 勤 務 手 当	管 理 職 特 別 勤 務 手 当						
	補 正 後										
	補 正 前										
	比 較										

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)		説明	備考
給料	2,700	給与改定に伴う増減分			
		その他の増減分	2,700		
職員手当	6,019	制度改正に伴う増減分			
		その他の増減分	6,019		

令和6年度 城里町
一般会計補正予算（第6号）
予算の概要

(課局名 まちづくり戦略課)

(単位 千円)

通し番号	事務事業名	新規区分	事務事業内容等	事業費	頁	備考
1	グラウンド散水設備ポンプ購入事業	○	グラウンド散水設備において、散水ポンプが経年不調により機能停止になる危険性が指摘されており、散水ができなくなる恐れがあることから、予備の散水ポンプの購入を行う。	1,541	12	
2	企業立地奨励交付金事業		町内への企業立地を推進するため、町内へ施設等を新設・増設した事業所へ奨励金を交付するにあたり、新規申請により予算に不足が生じるため補正を行う。	1,815	16	固定資産税課税補助 (第1年次:3分の3、第2年次:3分の2、第3年次:3分の1)

(課局名 財務課)

(単位 千円)

通し番号	事務事業名	新規区分	事務事業内容等	事業費	頁	備考
3	財政調整基金積立金		基金の預金利率の増及び有価証券(地方債)での運用開始により、利子が増加するため、基金へ積立を行う。	1,351	11	預金利子分 468 有価証券分 883

(課局名 町民課)

(単位 千円)

通し番号	事務事業名	新規区分	事務事業内容等	事業費	頁	備考
4	防犯灯維持管理事業		防犯灯にかかる電気使用料の実績の増、及び故障数の増加に伴う修繕料の増により、予算に不足が生じるため補正を行う。	1,248	11	電気使用料 533 施設の修繕 715
5	振り仮名の法改正に伴う通知書作成業務	○	戸籍法等の一部改正に伴い、戸籍への氏名の振り仮名を記載するため、本籍人に対して戸籍に記録される予定の振り仮名を通知する。	2,750	12	

(課局名 国保年金課)

(単位 千円)

通し番号	事務事業名	新規区分	事務事業内容等	事業費	頁	備考
6	医療福祉費(マル福)事業		児童・母子(父子)家庭・重度心身障害者・妊産婦等に対する医療費の助成(マル福)について、事業費の増加により予算に不足が生じるため補正を行う。	14,914	12	民生費県補助金 5,987
7	救急医療二次病院運営事業補助金事業	○	救急医療二次病院運営事業において、令和6年度は城里町が事務局となるため、構成市町村分の負担金を受け入れ、一括して各二次病院へ補助金の交付を行う。	79,704	14	衛生費負担金 77,523 構成市町村(水戸市、常陸太田市、笠間市、ひたちなか市、常陸大宮市、那珂市、茨城町、大洗町、東海村、大子町)

(課局名 健康福祉課)

(単位 千円)

通し 番号	事務事業名	新規 区分	事務事業内容等	事業費	頁	備考
8	障害福祉サービス事業 (自立支援給付費)		障害者が日常生活を営むため、必要な各種サービスの対価となる障害福祉サービス費について、利用者の増加及び令和6年度報酬改定に伴う給付費の増加により、予算に不足が生じるため補正を行う。	42,653	13	民生費国庫負担金 20,876 民生費県負担金 10,438
9	障害福祉サービス事業 (自立支援(障害児)給付費)		障害児が日常生活を営むため、必要な各種サービスの対価となる障害福祉サービス費について、利用者の増加及び令和6年度報酬改定に伴う給付費の増加により、予算に不足が生じるため補正を行う。	8,618	13	民生費国庫負担金 4,308 民生費県負担金 2,154
10	障害者福祉事業国庫負担金返還	○	交付額確定により、令和5年度分の返還を行う。 ・障害者医療費国庫負担金返還金 398,070円 ・障害者自立支援給付費国庫負担金返還金 1,263,196円 ・障害児入所給付費等国庫負担金返還金 1,604,577円	3,266	13	
11	子育て世帯生活支援特別給付金国庫補助金返還	○	低所得の子育て世帯生活支援特別給付金国庫補助金の交付額確定により、令和5年度分の返還を行う。	671	13	
12	子ども・子育て支援交付金国庫補助金返還	○	子ども・子育て支援交付金(延長保育事業・一時預かり事業・病児保育事業・子育て援助活動支援事業など)の交付額確定により、令和5年度分を返還する。	4,417	14	
13	子どものための教育・保育給付交付金国庫負担金返還	○	施設型給付費(子どものための教育・保育給付交付金)の交付額確定により、令和5年度分を返還する。	1,182	14	
14	予防接種事業		予防接種費用助成金(償還払分)について、県外接種者の増加により、予算に不足が生じるため補正を行う。	518	14	

(課局名 農業政策課)

通し 番号	事務事業名	新規 区分	事務事業内容等	事業費	頁	備考
15	農地集積協力金交付事業		農地中間管理機構を通じた農地の集積・集約化に協力する地域に対し協力金及び奨励金を交付する。	5,745	15	農林水産業費県補助金 5,744 地域集積協力金 2,853 集約化奨励金 2,892

(課局名 都市建設課)

(単位 千円)

通し 番号	事務事業名	新規 区分	事務事業内容等	事業費	頁	備 考
16	町道1242号線道路排水整備事業		町道の排水整備のため、工事及び用地取得・補償を行う。	940	16	石塚地内 工事請負費 590 用地購入 289 補償金 61
17	町道0222号線道路排水整備事業		町道の排水整備のため、工事及び補償を行う。	1,122	16	上古内地内
18	町道0202号線維持補修事業		町道維持のため、補償を行う。(石塚一本松)	5,100	16	石塚地内
19	新道川護岸整備事業		新道川護岸整備のため、用地取得・補償を行う。	1,090	16	石塚地内 用地購入 850 補償金 240
20	町営南団地建替事業	○	町営南団地建替工事に伴う、外構工事を行う。	2,750	17	

(課局名 教育委員会事務局)

(単位 千円)

通し 番号	事務事業名	新規 区分	事務事業内容等	事業費	頁	備 考
21	小学校施設修繕事業		経年劣化等により支障が生じている各学校施設の修繕を行う。	893	18	石塚小来賓用玄関照明 270 七会小ベランダ防水 467 沢山小職員駐車場照明 156
22	小中学校タブレット端末修繕事業		小中学校に整備したタブレット端末の修繕台数が当初の見込みより増えたことにより、修繕費に不足が生じるため補正を行う。	3,213	18	小学校 1,303 中学校 1,910
23	七会小学校空調設備修繕事業		施設備品の経年劣化による故障のため、七会小学校保健室の空調設備の交換を行う。	946	18	
24	小学校製氷冷水機導入事業	○	熱中症の防止等、児童の健康を維持するため、設置要望のあった小学校に製氷冷水機を導入する。	3,861	18	石塚小・桂小・沢山小 各1台
25	中学校教師用指導書・教科書購入事業	○	令和7年度より中学校用教科書が採択替えとなるため、新しい教科書に対応した教師用指導書及び教科書の購入を行う。	2,431	18	指導書 2,393 教師用教科書 38
26	学校給食センター管理運営事業 (学校給食賄材料費)		食材費(米飯)の高騰により、賄材料費に不足が生じるため補正を行う。	1,279	19	

議案第69号

令和6年度城里町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

令和6年度城里町国民健康保険特別会計補正予算（事業勘定第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ981千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,121,101千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年12月 3日 提 出

城里町長 上遠野 修

令和6年 月 日

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4. 県支出金		1,602,951	443	1,603,394
	1. 県補助金	1,602,951	443	1,603,394
5. 財産収入		1	538	539
	1. 財産運用収入	1	538	539
歳入合計		2,120,120	981	2,121,101

歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 総務費		64,422	143	64,565
	1. 総務管理費	58,672		58,672
	2. 徴収費	5,544	143	5,687
2. 保険給付費		1,494,232	300	1,494,532
	1. 療養諸費	1,293,446	300	1,293,746
6. 基金積立金		39,644	538	40,182
	1. 基金積立金	39,644	538	40,182
歳出合計		2,120,120	981	2,121,101

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括

歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
4. 県 支 出 金	1,602,951	443	1,603,394
5. 財 産 収 入	1	538	539
歳 入 合 計	2,120,120	981	2,121,101

歳出

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 総 務 費	64,422	143	64,565	143			
2. 保 険 給 付 費	1,494,232	300	1,494,532	300			
6. 基 金 積 立 金	39,644	538	40,182				538
歳 出 合 計	2,120,120	981	2,121,101	443			538

2. 歳入

(款) 4. 県支出金

(項) 1. 県補助金

(単位 千円)

目	補正前額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 保険給付費等交付金	1,602,950	443	1,603,393	1. 普通交付金	300	普通交付金
				3. 特別交付金・特別調整交付金分(市町村分)	143	特別調整交付金分(市町村分)
計	1,602,951	443	1,603,394			

(款) 5. 財産収入

(項) 1. 財産運用収入

1. 利子及び配当金	1	538	539	1. 利子及び配当金	538	基金積立金利子
計	1	538	539			

3. 歳出

(款) 1. 総務費

(項) 1. 総務管理費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
1. 一般管理費	57,561		57,561	143			△143		財源内訳補正	
計	58,672		58,672	143			△143			

(款) 1. 総務費

(項) 2. 徴収費

1. 賦課徴収費	5,544	143	5,687				143	11. 役務費	143	通信運搬費
計	5,544	143	5,687				143			

(款) 2. 保険給付費

(項) 1. 療養諸費

5. 審査支払手数料	5,184	300	5,484	300				11. 役務費	300	手数料
計	1,293,446	300	1,293,746	300						

(款) 6. 基金積立金

(項) 1. 基金積立金

1. 基金積立金	39,644	538	40,182				538	24. 積立金	538	国民健康保険支払準備基金
計	39,644	538	40,182				538			

議案第70号

令和6年度城里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

令和6年度城里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ680千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ307,962千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年12月 3日 提 出

城里町長 上遠野 修

令和6年 月 日

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3. 繰入金		84,244	680	84,924
	1. 他会計繰入金	84,244	680	84,924
歳入合計		307,282	680	307,962

歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3. 諸支出金		1,275	680	1,955
	1. 償還金及び還付加算金	531	680	1,211
歳出合計		307,282	680	307,962

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括

歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
3. 繰入金	84,244	680	84,924
歳入合計	307,282	680	307,962

歳出

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
3. 諸支出金	1,275	680	1,955				680
歳出合計	307,282	680	307,962				680

2. 歳 入

(款) 3. 繰入金

(項) 1. 他会計繰入金

(単位 千円)

目	補正前額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 一般会計繰入金	84,244	680	84,924	2. 事務費繰入金	680	事務費繰入金
計	84,244	680	84,924			

3. 歳 出

(款) 3. 諸支出金

(項) 1. 償還金及び還付加算金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
1. 保険料還付金	500	680	1,180				680	22. 償還金、利子及び割引料	680	保険料還付金
計	531	680	1,211				680			

令和6年度 城里町
後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

予 算 の 概 要

(課局名 国保年金課)

(単位:千円)

通し 番号	事 務 事 業 名	新規 区分	事 務 事 業 内 容 等	事 業 費	頁	備 考
1	後期高齢者医療特別会計事業		令和5年度後期高齢者医療保険料負担金が確定したため、精算する。	680	4	

議案第71号

令和6年度城里町介護保険特別会計補正予算（第2号）

令和6年度城里町の介護保険特別会計補正予算（保険事業勘定第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ208千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,652,242千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年12月 3日 提出

城里町長 上遠野 修

令和6年 月 日

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
6. 財産収入		1	80	81
	1. 財産運用収入	1	80	81
7. 繰入金		396,531	128	396,659
	1. 他会計繰入金	384,733	128	384,861
歳入合計		2,652,034	208	2,652,242

歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 総務費		48,306	128	48,434
	1. 総務管理費	34,627	128	34,755
5. 基金積立金		1	80	81
	1. 基金積立金	1	80	81
歳出合計		2,652,034	208	2,652,242

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括 歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
6. 財産収入	1	80	81
7. 繰入金	396,531	128	396,659
歳入合計	2,652,034	208	2,652,242

歳出

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 総務費	48,306	128	48,434				128
5. 基金積立金	1	80	81			80	
歳出合計	2,652,034	208	2,652,242			80	128

2. 歳 入

(款) 6. 財産収入

(項) 1. 財産運用収入

(単位 千円)

目	補 正 前 額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1. 利子及び配当金	1	80	81	1. 利子及び配当金	80	介護給付費準備基金利子
計	1	80	81			

(款) 7. 繰入金

(項) 1. 他会計繰入金

2. その他一般会計繰入金	48,706	128	48,834	2. 事務費繰入金	128	事務費繰入金
計	384,733	128	384,861			

3. 歳 出

(款) 1. 総務費

(項) 1. 総務管理費

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分		金 額
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
1. 一般管理費	34,627	128	34,755				128	12. 委託料	128	事務処理システム改修委託
計	34,627	128	34,755				128			

(款) 5. 基金積立金

(項) 1. 基金積立金

1. 介護給付費準備基金積立金	1	80	81			80		24. 積立金	80	介護給付費準備基金
計	1	80	81			80				

議案第72号

令和6年度城里町水道事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 令和6年度城里町水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和6年度城里町水道事業会計補正予算（第1号）第2条に定めた収益的収入と収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

	（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
収 入				
第1款	水道事業収益	610,573 千円	1,360 千円	611,933 千円
第2項	営業外収益	179,977 千円	1,360 千円	181,337 千円

	（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
支 出				
第1款	水道事業費用	610,573 千円	1,360 千円	611,933 千円
第1項	営業費用	562,279 千円	2,460 千円	564,739 千円
第2項	営業外費用	46,194 千円	△1,100 千円	45,094 千円

(債務負担行為の補正)

第3条 債務負担行為の追加は、「第1表 債務負担行為補正」による。

令和6年12月 3日 提 出

城里町長 上遠野 修

令和6年 月 日

令和6年度城里町水道事業会計補正予算（第2号）に関する説明書

1.	令和6年度城里町水道事業会計補正予算（第2号）実施計画	4
2.	令和6年度城里町水道事業会計補正予算（第2号）実施計画明細書	5
3.	補正予算給与費明細書	6
第1表	債務負担行為補正	8

1. 令和6年度城里町水道事業会計補正予算（第2号）実施計画

収益的収入及び支出

(収益的収入)

(単位 千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 水道事業収益			610,573	1,360	611,933	
	2 営業外収益		179,977	1,360	181,337	
		2 補助金	102,080	1,360	103,440	

(収益的支出)

(単位 千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 水道事業費用			610,573	2,460	613,033	
	1 営業費用		562,279	2,460	564,739	
		1 原水及び浄水費	134,161	6,500	140,661	
		2 配水及び給水費	34,491	△ 5,401	29,090	
		4 総係費	112,061	1,361	113,422	
	2 営業外費用		46,194	△ 1,100	45,094	
1 支払利息及び 企業債取扱諸費		41,594	△ 1,100	40,494		

2. 令和6年度城里町水道事業会計補正予算（第2号）実施計画明細書

収益的收入及び支出

(収益的收入)

(単位 千円)

款・項	目	既決予定額	補正予定額	計	節		説明
					区分	金額	
1	水道事業収益	610,573	1,360	611,933			
2	営業外収益	179,977	1,360	181,337			
	2 補助金	102,080	1,360	103,440			
					1 一般会計補助金	1,360	上下水道統合に伴うシステム改修事業分

(収益的支出)

(単位 千円)

款・項	目	既決予定額	補正予定額	計	節		説明
					区分	金額	
1	水道事業費用	610,573	1,360	611,933			
1	営業費用	562,279	2,460	564,739			
	1 原水及び浄水費	134,161	6,500	140,661			
					4 動力費	6,500	電気料
	2 配水及び給水費	34,491	△ 5,401	29,090			
					7 修繕費	△ 5,401	予算調整
	4 総係費	112,061	1,361	113,422			
					3 手当	60	管理職特別勤務手当
					6 法定福利費	△ 60	共済組合負担金
					21 委託料	1,361	上下水道統合に伴うシステム改修費
2	営業外費用	46,194	△ 1,100	45,094			
	1 支払利息及び企業債取扱諸費	41,594	△ 1,100	40,494			
					1 企業債利息	△ 1,100	

3. 補正予算給与費明細書

1 総括

(単位 千円)

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				法定福利費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	手 当	計			
補 正 後	7	423	26,980	20,312	47,715	8,924	56,639	
補 正 前	7	423	26,980	20,252	47,655	8,984	56,639	
比 較				60	60	△ 60		

(単位 千円)

手当の内訳	区 分	扶養手当	期末手当	勤勉手当	時間外手当	管理職手当	通勤手当	管理職特別 勤務手当	特殊勤務手当	住居手当	退職手当 組合負担金
	補 正 後	918	5,735	5,141	2,852	912	280	60	252	519	3,643
	補 正 前	918	5,735	5,141	2,852	912	280	0	252	519	3,643
	比 較							60			

2 給料及び手当の増減額の明細

(単位 千円)

区分	増減額	増減事由別内訳		説明	備考
給料	0	給与改定に伴う増減分			
		その他の増減分			
手当	60	制度改正に伴う増減分			
		その他の増減分	60	管理職特別勤務手当	

第 1 表

債 務 負 担 行 為 補 正

(追 加)

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
浄水場水道水処理薬品購入経費	令和6年度から令和7年度	9,000

令和6年度 城里町
城里町水道事業会計補正予算（第2号）

予算の概要

(単位 千円)

番号	事務事業名	新規区分	事務事業内容等	事業費	頁	備考
1	水道基幹施設維持管理事業		電気料の予算に不足が見込まれるため、増額補正し、電気料の支払いを行う。	6,500	5	
2	上下水道統合に伴うシステム改修事業	○	令和7年4月1日より上下水道課が設置されることに伴い、料金システム、会計システム及び検針システム等の改修を行う。	1,361	5	

議案第73号

令和6年度城里町下水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和6年度城里町下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第1表 債務負担行為補正」による。

令和6年12月 3日 提 出

城里町長 上遠野 修

令和6年 月 日

令和6年度城里町下水道事業会計補正予算（第1号）に関する説明書

第1表 債務負担行為補正	3
--------------	-------	---

第1表

債 務 負 担 行 為 補 正

(追 加)

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
かつら水処理センター水質検査業務委託	令和6年度から令和7年度まで	2,800
上入野地区農業集落排水処理施設及び中継ポンプ 維持管理業務委託	令和6年度から令和7年度まで	3,600